

## 島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）の行政財産目的外使用許可に係る 使用料の算定誤りによる、目的外使用料の過徴収について

島根県立産業交流会館（以下「くにびきメッセ」という。）の一部について、このたび、行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定に誤りがあり、過徴収していたことが判明しました。

関係の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 1. 事案の概要

くにびきメッセの土地及び建物の一部について、県から使用者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているが、目的外使用に伴い徴収する使用料のうちの一部について、算定を誤って本来の使用料より高く徴収していた。

### 2. 過徴収があった目的外使用の概要及び過徴収額

- (1) 松江シェアサイクル事業のサイクルポート（駐輪場）（面積：8.4 m<sup>2</sup>）
  - ・過徴収があった使用者 松江市（観光部観光振興課）
  - ・過徴収があった期間 R7.12.22～R8.8.31
  - ・過徴収額 R7年度：正）1,650円 誤）2,640円 過徴収額）990円  
R8.4～8月：正）2,510円 誤）4,040円 過徴収額）1,530円  
計 2,520円
- (2) コインロッカー（面積：1 m<sup>2</sup>）
  - ・過徴収があった使用者 一般財団法人くにびきメッセ
  - ・過徴収があった期間 H30.4.1～R8.8.31
  - ・過徴収額 H30～R7年度：正）93,440円 誤）100,110円 過徴収額）6,670円  
R8.4～8月：正）5,566円 誤）6,019円 過徴収額）453円  
計 7,123円
- (3) レストラン（面積：268 m<sup>2</sup>）
  - ・過徴収があった使用者 株式会社至誠
  - ・過徴収があった期間 H30.4.1～R2.4.9
  - ・過徴収額 H30～R2年度  
：正）3,041,509円 誤）3,257,768円 過徴収額）216,259円

### 3. 事案が判明した経緯

- ・R8.8.13に、松江市より、R8.9.1以降の目的外使用に係る許可申請があり、使用許可にあたり、使用料を算定する過程で8月以前の算定について、計算を誤っていたことを確認。
- ・その後、くにびきメッセの他の目的外使用についても確認を行い、コインロッカー及びレストランの使用料で過徴収をしていたことを確認。

#### 【主な誤りの内容】

- ① 土地の評価額算定上の誤り（国税庁「土地の相続税評価額」上の誤り）  
・・・土地評価額を算定する際の路線単価、二方路線加算率及び「地積規模の大きな宅地の評価」適用の誤り
- ② 計算方法の誤り（行政財産の使用料に関する条例関係）  
・・・計算順序及び端数処理の誤り、月割り又は日割りの誤り

#### 4. 発生原因

- (1) 許可の際に、根拠法令や算定方法の確認を怠った。また、過去にコインロッカー等の目的外使用許可を行った際も同様の計算を行っており、許可の都度、根拠法令や算定方法を確認することを怠った。  
（使用料の基準となる「土地の評価額算定」及び「行政財産の使用料に関する条例」による算定方法に関する理解が不足していた。）
- (2) 複数人でのチェックなどの組織的な対応が不足していた。

#### 5. 関係者への対応

- (1) 松江市、（一財）くにびきメッセ及び株式会社至誠を訪問し、謝罪の上今後の対応を説明済。
- (2) 松江市、（一財）くにびきメッセ及び株式会社至誠に対し、民法第703条及び第704条の規定に基づき、過徴収額の返還及び利息額の支払いを行う。

#### 6. 再発防止に向けた取組

- (1) 使用許可に際し、根拠法令に基づき、算定方法の確認を徹底する。必要に応じて関係部署へ問合せ等を行う。
- (2) 複数人でのチェックなどの組織的な対応を強化する。